

各道府県の条例における規定状況比較表

各道府県の条例における総則、障害者の福祉の推進、相談体制・紛争防止等の規定について、まとめると次のとおりとなります。

総則

道府県名										
	山梨県	北海道	岩手県	茨城県	千葉県	京都府	熊本県	長崎県	鹿児島県	沖縄県
条項名 (~ は幸住条例で規定している。)										
目的										
定義										
基本理念										
自立への努力 ¹										
県の責務										
市町村の責務(役割)										
事業者の責務(役割) ²										
県民の責務(役割)										
財政上の措置										
県と市町村の連携										
情報の提供										

¹ 岩手県、茨城県、鹿児島県は「障害者の自立への努力」を 県民の責務で規定している。

² 北海道、岩手県、茨城県、長崎県は「事業者の責務(役割)」を 県民の責務で規定している。

障害者の福祉の推進

道府県名										
	山梨県	北海道	岩手県	茨城県	千葉県	京都府	熊本県	長崎県	鹿児島県	沖縄県
条項名 (~ は幸住条例で規定している。)										
医療・リハビリテーションの提供、確保										
教育の充実										
就業機会の確保										
相談体制の整備										
社会福祉施設等の総合的な整備										
在宅障害者への支援										
障害者の自主的な活動の促進										
福祉従事者の確保										
ボランティア活動の促進										

道府県名										
	山梨県	北海道	岩手県	茨城県	千葉県	京都府	熊本県	長崎県	鹿児島県	沖縄県
条項名 (~ は幸住条例で規定している。)										
公共交通機関の容易な利用、移動手段の確保										
文化活動の振興										
健全者との交流促進、国際友好親善の推進										
県民等への理解促進、啓発活動の推進										
障害者に対する適切な情報提供										
福祉のまちづくりの推進										
市町村との連携推進										
県民や企業等への支援の実施										
地域間格差の是正										
表彰制度										
関係法令との調和、高齢者施策との連携										
切れ目のない支援の実施										
障害者の家族への配慮										
県庁職員の育成										
障害者福祉サービスの充実										

相談体制・紛争防止等

道府県名										
	山梨県	北海道	岩手県	茨城県	千葉県	京都府	熊本県	長崎県	鹿児島県	沖縄県
条項名										
相談の対応	/									
相談員の設置	/									
附属機関等の設置	/									
あっせん等の申立先	附属機関	/								
	知事	/								
助言・あっせん	附属機関	/								
	知事	/								
知事による勧告	/									
知事による公表	/									

北海道における 相談の対応、 相談員の設置、 あっせん等の申立、 助言・あっせん について、施行規則で規定している。

岩手県、茨城県、京都府、鹿児島県は施行規則を制定していない。

茨城県では、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための協議会を置く規定となっている。

罰則、附則（見直し規定）

条項名	道府県名									
	山梨県	北海道	岩手県	茨城県	千葉県	京都府	熊本県	長崎県	鹿児島県	沖縄県
（守秘義務違反に対する）罰則	/									
見直し規定（附則）	/									

条例の見直しは「施行後3年を目途として必要な措置を講ずる」旨の規定している。